平成２４年（再イ）第１６号
東京都足立区谷在家２丁目15番21号　プライトステージ谷在家303号室
再生債務者　薮下敏彦こと　藪下　敏彦
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月26日まで
平成24年７月５日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第１７号
兵庫県宝塚市旭町２丁目16番13―203号
再生債務者　片山　　静（旧姓益野）
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月26日まで
平成24年７月５日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第４号
徳島県鳴門市大麻町市場字大西13番地１
再生債務者　野本　菊夫
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月２日まで
平成24年７月５日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第９２号
新潟市江南区北山1003番地
再生債務者　鈴木　耕一
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月27日まで
平成24年７月６日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第２５号
北九州市若松区高須西１丁目12番27号
再生債務者　古城　禎章
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月27日まで
平成24年７月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第２６号
福岡県遠賀郡芦屋町花美坂37番８号
再生債務者　串尾　義昭
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月27日まで
平成24年７月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第１号
長崎県平戸市田平町山内免392番地　市営日の浦団地Ｅ棟１号
再生債務者　谷口　純一
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月３日まで
平成24年７月６日
長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

平成２４年（再イ）第６号
山口県周南市築港町10番25―707号
再生債務者　山本　　隆
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月２日まで
平成24年７月５日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（再イ）第７号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目15番11―801号
再生債務者　菊池　公孝
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月２日まで
平成24年７月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第６号
兵庫県明石市藤江1191番地の８　コスモ西明石417号
再生債務者　大西　友成
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月６日まで
平成24年７月６日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１４２６号
東京都八王子市下柚木３－１－Ａ―703
再生債務者　緒方　史法
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年７月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１５５号
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻４―12―６―13―102
再生債務者　佐藤　　淳
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年７月５日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号
青森県弘前市大字稲田２丁目７番地７　ヴィラジョウトウ105号
再生債務者　髙橋　耕太
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年９月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（再ロ）第１号
長野県諏訪市大字中洲4563―７
再生債務者　若杉　早苗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（再ロ）第３３号
大阪府吹田市南正雀２丁目11番３号
再生債務者　柳瀬　勝弘
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月６日から平成24年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号
福井県鯖江市当田町第12号５番地４
再生債務者　三田村隆之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月３日まで
平成24年７月６日　　福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００１６号
東京都三鷹市井の頭１―10―２―103
再生債務者　飯田　尊博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月５日
東京地方裁判所民事第20部